

平成 24 年度 第 1 回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 平成 24 年 8 月 7 日（火） 午前 10 時 00 分～午後 12 時 15 分
場 所 八戸市庁本館 3 階 八戸市議会第 4 委員会室
出席委員 8 名 石川委員、澤藤委員、関委員、中上委員、西川委員、宮崎委員、
山道委員、類家委員
事務局 大坪総合政策部部長、千葉総合政策部次長兼政策推進課長、
保坂震災復興推進室長、谷崎主査、高橋主査、成田主査

1. 開 会

●司 会 本日は、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから「第 1 回八戸市復興計画推進市民委員会」を開催いたします。本日の会議でございますが、委員 8 名中、全員出席でございます。「八戸市復興計画推進市民委員会設置要綱」第 6 条第 2 項により、会議が成立することを御報告いたします。また、本日の会議は、お手元の次第にそって進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最初に、委員の皆様へ、委嘱状を交付いたします。市長が皆様のお席に参りますので、お名前を呼ばれた方は、その場でご起立の上、お受け取り下さい。市長、よろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

●委嘱状交付

●司 会 続きまして、小林市長からご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

3. 市長挨拶

●市 長 それでは、一言挨拶を申し上げます。皆様には常日頃から、市政運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、この度は、大変お忙しい中、委員にご就任いただき、厚くお礼申し上げます。さて、東日本大震災の発生から早くも 1 年 5 カ月が経過しようとしておりますが、当市では、今回の大震災を受け、復興は現在の市民のみならず、将来の市民のためのものという考えのもと、「より強い、より元気な、より美しい八戸」を目指すため、昨年 9 月に八戸市復興計画を策定し、早期の復旧と創造的復興に向けた取り組みを進めているところであります。当市は、これまで大きな災害に幾度も見舞われて参りましたが、その都度、困難を克服し、復興を遂げてきたまちであります。今回の東日本大震災においても、その経験・教訓を生かし、市民の皆様がこのまちに住んで

よかったと心から思える、安全で安心な暮らしと、活力とうるおいのある地域社会を、全市一丸となって築き上げて参りたいと考えております。そのためには、この復興計画が着実に実施され、施策としての効果が上がるよう、登載された様々な事業の進捗状況を検証し、復興の局面に応じて適切に進行管理を図っていく必要があります。委員の皆様には、これから二か年にわたり、復興計画の進捗状況や今後の方向性について、様々な角度からのご意見を賜り、当市の一日も早い創造的復興の実現につなげて参りたいと考えておりますので、忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

4. 委員長、副委員長の選出

●**司 会** 委員長及び副委員長が決まるまでの間、議事の進行については、仮議長として小林市長にお願いいたしたいと存じます。市長、お願いいたします。

●**市 長** それでは、委員長及び副委員長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。委員長及び副委員長については、「八戸市復興計画推進市民委員会設置要綱」第5条第2項の規定に基づき、「委員の互選によって定める」となっております。どなたか、選考についてご意見ございませんか。

●**委 員** はい。推薦があります。当委員会は、復興計画の進行管理を行うということで、復興計画の策定の際に、検討会議の副座長として計画のとりまとめに当たられた、類家委員を委員長に、また、震災後、防災技術等の研究センターを立ち上げている八戸工業大学の学長補佐であります関教授を副委員長にお願いしてはどうでしょうか。

●**市 長** はい、ありがとうございます。ただいま、委員長に類家委員、副委員長に関委員を、というご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

●**委員の声** 異議なし。

●**市 長** 御異議ないようです。類家委員、関委員よろしいでしょうか。それでは、委員長に類家委員、副委員長に関委員を選任することに決定致します。類家委員長、関副委員長、どうぞよろしくお願い致します。委員長及び副委員長が決まりましたので、私は仮議長としての任務を終わらせていただきます。

●**司 会** ありがとうございます。それでは、類家委員長と関副委員長から、それぞれ一言ご挨拶をお願いします。最初に、類家委員長をお願いします。

●**委員長** おはようございます。委員長を務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願い

致します。第 1 回目ですので一言私なりの感想を申し上げたいと思います。まず、有識者アンケートの中にも書いてございましたけれども、八戸市はこの復旧にあたり、非常に素早い対応で他所よりも早い勢いで復旧が進んでいるというような感想を持っている市民が多数おられました。これは、一つは関係者の多大な努力、市長をはじめとする市役所職員の努力の賜物だと感じております。委員の一人として、また、市民の一人として感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。さて、この委員会でございますけれども、私は大変前向きな希望と、それから危機感と両方混ざったような気持ちでおります。一つは、「より強い八戸を」というキャッチフレーズがありますけれども、再度おとずれると言われる震災、災害にどのように対処していくかということに関しては、今日おいでの関教授をはじめとする様々な助力が防災上の対策の糧となると思います。今進めている復旧あるいは復興において、次なる災害に十分に備えていかなければならないということを感じております。この辺については、新たな研究、その他成果をより踏まえながら進めていかなければならないだろうと考えております。二つ目は進んでいる復旧ですけれども、他地域と比較しては、非常に軽微なほうで済んでいるということで、八戸は復旧が進んでいるわけですが、これからの再生期、復興期にあたっては中期的、長期的な視点で物事を大局的に捉えていかなければならないだろうと思います。その中で、遅れている岩手県、宮城県、それから福島県、これらの地域においては、中・長期的な大規模なプロジェクト、ナショナルプロジェクトがこれから進んでくるだろうと思われまます。その中で八戸が、次の世代のためにどのような街を残していくかということについては、非常に危機感を覚えております。大規模なナショナルプロジェクトが、これから被災地で立ち上がってくるわけですが、それに、負けないようにするために、私は、一番はここにいる関係者の皆様方が、スピード感を持って対処していかなければならないだろうと考えております。つきましては、委員の皆様方の御知恵と、それから職員の皆様方の御知恵も拝借しながら委員会を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

● **司 会** ありがとうございました。続きまして、関副委員長からお願い致します。

● **副委員長** おはようございます。八戸工業大学の関でございます。ちょうど震災があった直後のことを思い出しているのですが、その時大変印象的だったのが、イギリスの新聞ザ・インデペンデント・オン・サンデーの一面に、大きい日の丸を背景に日本語で「がんばれ日本！がんばれ東北！」と書いてあったことです。大変勢いづけられました。それから 1 年 5 ヶ月が経ちました。しかし、頑張れというのを 1 年も 2 年も持続させることはなかなか大変で、今は少し息切れしているのではないかというのが本音です。ただし、その新聞の日の丸の下の部分に、「Don' t give up Japan. Don' t give up Tohoku.」という言葉が書かれていました。諦めないでという言葉です。ただただ頑張れという言葉は続かないのですけれども、これからは、諦めずに、本腰を据えて息の長いチャレンジが大切だと思っております。今回こういった機会を与えて頂きましたので、じっくり腰を据えながら、いろいろ考えさせていただこうと思っております。そして、災い転じて云々という言い方では

ないのですが、是非これをジャンピングボードとして、先程市長もおっしゃいましたけれども、力強い強靱なまちづくりを考える貴重な機会にしなければと肝に銘じているところです。参画させて頂き少しでも復興の一助になればと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

●司 会 ありがとうございます。ここで、市長は引き続き公務がございますので退席させていただきます。

●市 長 どうぞよろしくお願い致します。

●司 会 それでは、委員長、副委員長につきましては、席の御移動をよろしくお願い致します。最初の会議でございますので、委員長及び副委員長以外の委員の皆様を改めましてご紹介したいと存じます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立を願いたいと思います。まず始めに、一般公募の石川宏之様。

●石川委員 八戸工業大学の石川です。よろしくお願い致します。

●司 会 八戸港振興協会専務理事の澤藤孝之様です。

●澤藤委員 八戸港振興協会の澤藤でございます。よろしくお願い致します。

●司 会 白銀公民館館長の中上千壽子様です。

●中上委員 地域コミュニティの立場から参画させていただきました白銀公民館の中上千壽子でございます。どうぞよろしくお願い致します。

●司 会 八戸商工会議所青年部会長の西川禎様です。

●西川委員 八戸商工会議所の西川です。青年経済人の立場から意見を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●司 会 八戸市社会福祉協議会常務理事の宮崎光弥様です。

●宮崎委員 八戸市社会福祉協議会常務理事の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。

●司 会 連合青森三八地域協議会事務局長の山道直樹様です。

●**山道委員** 連合青森三八地域協議会事務局長をしております山道です。どうぞよろしくお願い致します。

●**司 会** 続きまして、事務局職員を紹介致します。大坪秀一総合政策部長です。

●**事務局** 総合政策部長の大坪でございます。よろしく申し上げます。

●**司 会** 保坂高弘政策推進課震災復興推進室長です。

●**事務局** 政策推進課震災復興推進室長の保坂でございます。よろしく申し上げます。

●**司 会** 谷崎安進政策推進課主査です。

●**事務局** 政策推進課主査の谷崎でございます。よろしく申し上げます。

●**司 会** 成田加奈子政策推進課主査でございます。

●**事務局** 同じく、成田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

●**司 会** 最後に、私は総合政策部次長兼政策推進課長の千葉憲志と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは、本日の会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付いたしております次第、席図、会議資料、平成 24 年度復興施策シートの「1. 被災者の生活再建」の部分でございます。次に、有識者アンケート調査報告書、報告書の参考資料でございます。それから八戸市復興計画及び計画の概要版のほか、本日お配りしている事前質問・意見一覧表となっております。過不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。なお、本日の委員会には、委員の皆様からお寄せいただいた事前質問等の各担当課が同席しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入りますので、類家委員長によろしくお願い致します。

●**委員長** それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い致します。最初に、報告案件につきましてですけれども、報告 1 の復興計画に係る進行管理の概要とそれから報告 2 の八戸市復興計画推進市民委員会の概要は関連がございますので、事務局の方から御説明をお願い致します。

5. 報告案件

●**事務局** それでは事務局から報告案件について、ご説明させていただきます。お手元にお配りしております、会議資料を御覧頂いて 1 ページ目をお開き頂きたいと思っております。まず、復

興計画に係る進行管理の概要についてご説明させていただきます。目的と致しましては、復興計画の着実な推進を図るために、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行っていきたくと考えております。「2. 進行管理方法」ですが、まず、進行管理レベルについては、復興計画の柱である4つの基本方向、被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再建、防災力の強化を構成している復興施策17項目について進行管理を行うことと致します。図に書いているように4つの基本方向の下に、17の復興施策がぶらさがっている形になっております。そして、主要事業の進捗状況、有識者アンケートの結果、参考指標の動向など、施策や事業の進捗状況を基に復興施策レベルで、計画の達成状況をまずは、検証して頂きます。検証の結果、達成状況向上のために必要とされた施策や事業に対する改善案を事業の見直し等につなげるために、PDCA サイクルを活用することを考えております。なお、復興計画は、第5次八戸市総合計画を補完する震災対策の特別計画と位置付けられておりますことから、進行管理にあたっては、総合計画との整合性も留意していくことと致します。次にPDCA サイクルについてですが、復興計画の進行管理に当たっては、PDCA サイクルを活用し、この復興計画における各施策の目指す姿の実現を目指していくこととし、市民委員会は、PDCA サイクルの「C」チェックの役割を担うということで、施策の執行結果を検証して、施策の達成状況や今後の方向性などについてご意見を頂きまして、その後、各施策の関係課では、提出された意見に基づきまして次年度の予算要求にあたり改善に繋げ、予算編成に反映させていくというPDCA サイクルによって進行管理を継続的に行いたいと考えております。2ページ目をお開きください。こちらには、PDCA サイクルを図示したものを参考までに記載しておりますので、御覧頂きたいと思っております。以上で、復興計画に係る進行管理の概要の説明を終わります。続きまして、会議資料の3ページ目、復興計画推進市民委員会の概要についてのご説明をさせていただきます。目的につきましては、只今説明した通りでございますので、割愛させていただきます。次に、復興計画推進市民委員会の委員構成でございますけれども、復興計画の策定に携わった委員の皆様や団体の推薦者の方々7名、さらに公募委員1名の合計8名で構成しております。審議方法につきましては、先ほど御説明したとおりで御座いますけれども、事業の進捗状況、有識者アンケートの結果等を踏まえまして、施策の達成状況や今後の方向性などについて、意見交換をして頂きまして、意見書として最終的な取りまとめで、市長のほうに提出して頂くということを考えております。先ほどご説明したとおりでございますけれども、図を下に示しております。続きまして、4ページ目をお開き下さい。今後のスケジュール予定でございますけれども、本日第1回目は、委嘱状交付と基本方向1の「被災者の生活再建」の部分について意見交換をして頂きたいと考えております。そして、2回目以降のスケジュールは、一応事務局案として2回目は8月30日午後3時から5時、ここでは「地域経済の再興」を審議し、続きまして9月に入りまして、第3回目は9月26日午後3時から5時、こちらは基本方向の3「都市基盤と再建」と基本方向の4「防災力の強化」2つを合わせて審議して頂きたいと考えております。そして最後10月第4回目の市民委員会ですけれども、意見書の取りまとめということで、意見書について審議して頂きたいと思っております。以上4回で、今年度の委員会をと考えておりますけれども、一応予備日として第5回目の市民委員会として、もし4回目以降必要になった場合は、10月26日を考えており

ます。全ての委員会が終わった後は、意見書の提出ということで委員会から市長へ意見書を提出して頂くようなスケジュールを考えております。続きまして、5ページ目を御覧頂きたいと思いますが、そちらに復興計画の体系図を示しております。先ほどご説明したとおり4つの基本方向に基づく復興施策ということで、中ほどに、1.被災者の生活再建から4.防災力の強化までありまして、その下に、「(1)生活支援の充実」から「(4)暮らしの安心確保」というように施策の項目が書いてありますけれども、こちらが進行管理をしていくレベルということで合わせて17の施策となっております。ちなみに、復興施策の下に創造的復興プロジェクトとございますけれども、そちらは復興施策に盛り込まれている316の事業を再掲する形で100事業を抜き出して、創造的復興プロジェクトとして取りまとめているものでございます。6ページ目をお開き頂きまして、こちらには、市民委員会の委員名簿を掲載しております。また、7ページ目には、市民委員会の設置要綱を掲載しておりますので、後ほど御覧頂ければと思います。以上、報告案件について説明を終わります。

●**委員長** はい、ありがとうございました。ただいま、事務局からご説明頂きましたけれども、4ページのスケジュールについて皆様方のご予定の方を確認させて頂きたいと思います。今ご説明頂きました通り、合計4回、予備日を含めて5回の日程が書いてございますが、皆様方のスケジュールの方は、よろしいでしょうか。

●**委員** 万が一ちょっと、2回目のところが出張でいない場合、欠席の場合は、意見とか質問・要望に関して、どういった対応をして頂けるのか教えて頂きたいのですが。

●**委員長** では、そこをお答え頂けますか。

●**事務局** 委員の皆様は資料を送付させて頂きまして、ご質問やご意見を事前に頂く形で、審議を進めて参りますので、委員会での各課の回答等について、後日、個別に報告させて頂き、調整させて頂ければと思っております。

●**委員長** 他の委員の皆様大丈夫でしょうか。はい、分かりました。それでは、そういった感じで進めていきたいと思っております。

6. 審議案件（市民委員会の運営方法について）

●**委員長** 続いて審議案件の市民委員会の運営方法についてですけれども、ご説明お願い致します。

●**事務局** それでは、引き続き、会議資料の9ページ目をお開き頂きたいと思っております。復興計画においては、進行管理の結果を広報やホームページなどで公表するとされておりますけれども、当委員会の運営方法について、あらためて委員の皆様を確認させて頂きたいと思

います。まず、①会議は公開とする。②傍聴者は、会議で発言することはできない。③会議における発言は議事録として記録される。④議事録は公開する。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明があった方針で委員会を運営して参りたいと思っておりますけれども、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。ちなみに、議事録の公開は、どれくらいの期間で出来そうですか。

●**事務局** できるだけ早くと思っておりますが、2週間くらいを目標に作成したいと考えております。

6. 審議案件（被災者の生活再建について）

●**委員長** それでは、その他皆様のほうからご質問がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは、次に、審議案件の2でございます。被災者の生活再建についてですが、始めに事務局から全体的な説明をお願い致します。

●**事務局** はい。それでは、今度は皆様のお手元の資料の「平成24年度復興施策シート1.被災者の生活再建」の資料を御覧頂きたいと思っております。事前に皆様には御覧頂いているとは思いますが、最初ですので、まず全体的なことについてご説明させて頂きたいと思っております。こちらの復興施策シートは、復興計画の各事業の取り組み状況を取りまとめたものでございます。今回は、4つの基本方向のうち、1.被災者の生活再建の部分だけを取りまとめたものになります。一枚めくって頂きまして、最初に復興施策の目次と施策シートの見方というところがあると思っております。まず、被災者の生活再建の部分の中には、(1)から(4)までの4つの施策がぶら下がっております。そして、施策シートの見方でございますが、1ページ目の表をみながら、御説明したいと思っております。まず、最初に、基本方向の「被災者の生活再建」ということと、あとは施策の項目名であります「1-(1)生活支援の充実」という最初の概要や施策情報が書いているページがございます。そして、その項目名の下に施策の概要として、「目指す姿」というものが書いていると思っておりますが、こちらは、復興計画の第2章にあります施策の基本方向に基づきまして、当該項目について将来的にこういうふうになったらいいなという姿を記載したものでございます。また、これに基づいて、有識者アンケートの方で設問が組まれていますので、隣にある有識者アンケートにおける市民の満足度ということで、今年度の調査では平成24年度1.76ですよという表記がございます。ちなみに、この有識者アンケートの満足度ですけれども、第5次八戸市総合計画の方で、毎年度、有識者アンケートということで、総合計画の策定に携わった委員の皆様とか、市政モニター100名を対象にしまして、市民満足度調査を実施しているところでございます。その各施策の満足度の設問ごとに、十分満たされている場合は3点、まあまあ満たされている場合を2点、あまり満たされていない場合を1点、満たされていないを0点ということで、当該設問に回答して頂いた人数で割った平均値で示しております。復興計画については今年度から進

行管理が始めるということで、総合計画のアンケートの部分に復興計画の部分を加えて、今年度から有識者アンケートは、総合計画と復興計画の 2 つについて調査する形で進めております。こちらは、市民の満足度がわかるような参考指標になるかと思っております。続きまして、その下に「施策の工程」ということで、復旧期、再生期、創造期のおおまかな施策毎の工程を図示したものですけれども、こちらは復興計画にも同じものが掲載されているものでございます。その下に、「参考指標の動向」ということで、(1)生活支援の充実のところ、参考となる主な指標を掲載しております。ここでは、被害の状況とか、各種支援金等の給付の状況や貸付状況、減免の状況等の最新値を掲載しております。これらが、まず(1)から(4)毎に、施策情報ということで掲載されております。2 ページ目をお開き頂きますと、生活支援の充実に掲げられた主要事業を掲載しているページになっております。一番上の方に凡例ということで、見方が書いてありますけれども、まずは、「事業ナンバー」、「復興計画の事業名」、「事業区分」ということで、既に完了した事業もございまして、23 年度までに完了した事業については「完了」という区分をつけるようにしております。また、計画策定時に掲載していない事業につきましては、「追加」ということで追加事業が分かるように事業区分を掲載することとしております。あとは、「事業主体」として、国、県、市、民間、その他等で表記しております。その隣は、「事業費」ということで、平成 23 年度については、震災発生時の平成 22 年度分も含め、22 年度から 23 年度までの決算額の合計額を記載しておりますし、平成 24 年度の事業費につきましては、平成 24 年度の予算額を掲載しております。ただし、市の事業の場合に限り事業費を掲載しておりますのでご留意頂きたいと思っております。その下にそれぞれ、「事業概要」、「実施状況」、「今後の予定」ということで、実施状況のところはあくまで平成 23 年度末までの状況ということで整理しております。今後の予定については、平成 24 年度以降の予定を記載しております。3 ページの No.5 の事業を御覧頂きたいと思っておりますが、「災害ボランティアセンターの開設」の事業名の前に、菱形の黒いマークがついていると思っております。この菱形のマークは復興計画の創造的復興プロジェクトにも位置づけられている重点事業ですよということを表しております。また、ちょっと飛びまして、29 ページ目を御覧頂きたいと思っておりますが、29 ページの No.4 「総合保険センターの整備（再掲）」という事業がございまして、こちらは、菱形と星のマークがついていると思っております。この星型は、八戸市総合計画において、重点事業の戦略プロジェクト事業にも位置づけられているということを表しておりますので、この場合は、菱と星が両方ついていきますので、創造的復興プロジェクトでもあり、総合計画上の戦略プロジェクトでもあるということで、市の事業の中で、どちらにおいても重点事業でありますよということが一目で分かるように記載しております。最後に、14 ページ目をお開き頂きたいと思っておりますが、ちょうど(1)生活支援の充実が、1 ページ目からここまで事業がずっと続いて掲載されてきますが、最後のところに、「施策を取り巻く課題や論点」ということで、委員の皆様がご意見を出すときに、参考になるように、行政側から捉えた課題や論点をまとめておりますので、ご意見等の参考にして頂ければと思っております。一応このように、(1)から(4)まで同じような形で取りまとめたものが施策シートになりますので、御覧になるとき参考にして頂ければと思っております。以上で説明を終わります。

●**委員長** はい、ありがとうございました。只今、事務局から復興施策シートについて、全体的な説明をいただきましたが、復興計画の進捗状況や達成状況をまとめた施策シートの施策項目毎にこれから意見交換を行っていきたいと思っております。今後の方向性などについて、10月を目途に意見書を取りまとめていくこととなります。どうぞよろしくお願い致します。また、この委員会で取りまとめた意見については、市の各担当課において、事業計画や平成25年度の予算編成への反映等について検討していただくこととなります。委員会としては、このような意見への対応の積み重ねを行いながら市の復興施策をより良いものにしていければと考えているところですので、委員の皆様には、各施策に対して大所・高所からご意見を出していただきたいと思っております。どうぞご協力をよろしくお願い致します。その他、事務局の説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、具体的な審議に入る前に、まず、委員会の進め方について、確認をさせていただきたいと思っております。なお、本日の委員会には、お忙しい中、各担当課の皆様は御出席していただいておりますので、どうぞ職員の皆様もよろしくお願い致します。委員の皆様には前もって、「復興施策シート」を確認していただいた上で、事前にご質問やご意見等をいただいておりますので、それらを取りまとめた「事前質問・意見一覧表」をベースに意見交換を進めて参りたいと思っております。具体的には、今日も12時くらいまでを目処ということでございますし、また、時間も限られておりますので、事務局から資料の概略を簡単に説明してもらった後に、事前に提出された皆様方の質問について提出者から補足説明があれば付け加えていただき、そして、各担当課から回答してもらい、最後に委員の皆さんはじめ担当課を交えながら意見交換をして、まとめていきたいと考えております。事前に提出された意見についても同様に進めて、その後に、その他の質問・意見についても取り扱うことにしていきたいと思っております。委員の皆様には、事前質問の他に、本日新たにお気づきになられる点もあると思っております。その際には、ご意見を出していただいて結構でございますのでよろしくお願い致します。また、本日の「被災者の生活再建」には4つの施策項目がありますけれども、必要に応じて担当課の方に入れ替わっていただきますので、予めご了承をお願いしたいと思います。

(1) 生活支援の充実について

●**委員長** それでは、「(1)生活支援の充実について」から、まず審議を始めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。最初に事務局から関連資料の御説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

●**事務局** それでは、事前質問・意見一覧表の資料を御覧頂きたいと思っております。こちらにつきましても、委員の皆様から事前に頂いた御質問や御意見を一覧にしたものでございます。まず、(1)生活支援の充実のところでは、質問が2ページ目に渡り8件あります。施策シート1ページ目の参考指標の動向についてや、災害ボランティアセンターの開設、その他各種

給付金についての件数的な質問ですとか、2 ページ目にいきまして、ご意見の方が 2 件出されております。そちらは私立高校の授業料軽減事業の拡充と、市営バス運休に伴う定期券の払い戻しについて、委員から御提言を頂いているものでございます。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。事務局から只今、生活支援の充実についての説明がありましたけれども、早速、事前の質問から確認していきたいと思えます。まず、No. 1 です。ページ 1 の参考指標の動向についてということでございます。これを提出された委員から何か補足はございますか。

●**委員** 簡単に補足させて戴きます。多少の数値的な食い違いにこだわるのが主旨ではありませんが、実際に調査した数値結果と、それに対して申請を受けた数値で若干違いが見られます。この違いはどのような要因があるのでしょうか。或いは、支援が行き届いていない場合が懸念されるので質問させていただきました。

●**委員長** はい、それでは担当課のほうから回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●**住民税課** 施策シート 1 ページにおきましては、家屋調査被害について、建物の被害数は、全壊、大規模半壊、半壊の合計 878 棟となっております。一方の罹災証明書の発行件数につきましては、全壊から床下浸水までの 5 つの区分で 1,711 件となっております。この違いでございますが、被害建物の数え方と世帯ごとに発行した罹災証明書の違いによるものでございます。例えばアパートなどの集合住宅を例に取りますと、被害程度は建物全体を 1 つとしてとらえますが、罹災証明書は居住している世帯ごとに発行するため複数になります。これで違いが出ます。また、一軒家におきましても生計を別にした複数世帯が居住していれば、その世帯数での罹災証明書を発行いたします。それでも違いがあります。今の 2 つの例につきましては、罹災証明書の発行件数が上回るという場合がございますが、逆に下回るケースといたしましては、住家被害建物としてカウントした建物が、実際は空き家で人が住んでいなくて罹災証明書を発行しない、申請に来ないという場合がございます。罹災証明書は震災があった時点で現に居住していた方々に発行するものでありますので、外形は倉庫でも実際に人が生活をしていると認められれば罹災証明書を発行する場合がありますし、固定資産上の課税では倉庫であることで住家被害にはカウントしていない。そういった場合があります。このようなさまざまな要素によりまして、家屋調査被害と罹災証明書の発行件数の数字に差が出ているものでございます。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。いかがですか。

●**委員** はい、よろしいです。大変ありがとうございました。

●**委員長** それでは次の2番目です。災害ボランティアセンターの開設について、提出された委員から何かありますでしょうか。

●**委員** 今回ボランティア活動に対しては一般市民の方が大変協力的であったということが、大変印象的でした。大学におきましては、普段はそのような行動に及ぶとは思っていませんでした。多くの学生が積極的に参加しました。これからのことを考えますと、ボランティア活動をより盛んにするには大変よい機会と思っています。今回の大震災では緊急時なのでかなりトラブルもあったかと思いますが、今後の緊急時の組織化、皆さんの活動の効率的な支援について、どのような考えであるか伺いたしたいと思います。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それではよろしくお願いたします。

●**市民連携推進課** 災害ボランティアセンターでございますが、実際に大震災のあと3月14日に開設をしております。この開設にあたりましては平成22年6月に八戸市と八戸市社会福祉協議会の間で、「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」という協定を結んでおります。この協定に基づきまして、市からの要請に基づいて社会福祉協議会が設置、開設をしたという状況になっております。開設にあたりましては、経験のある県の社会福祉協議会の職員の支援、協力をいただいているところでございます。実際にセンターの開設中には、この資料にもあるとおり、ボランティアの登録の方1,262名、実働数として、延べになります。2,392人にのぼるボランティアの方にご協力をいただいております。一方で依頼件数でございますが、被害の大きかった市川地区を中心に412件となっております。ただこの数字につきましては、多賀地区のようなところでは1件といいながら、地域全体で1件という数え方をしている地区もございまして、正確な、本当に1家屋ごとの件数ということにはなっておりません。ただ、実際に当時の状況では、依頼数よりもボランティアさんの登録のほうが上回るという日も実際にごございました。非常に混雑をいたしまして、混乱をするような状況のときもございましたし、登録人数が非常に上回っているという状況があって、一時的にパニック状態を避けるという意味もありまして、ボランティアの新規の登録を一時休止した日もございました。そういったような臨機応変な対応をしながら、必要な人数の把握等につきましては実際に震災の起きた直後から市の職員、あるいは社会福祉協議会の職員、あるいはボランティアセンターの運営に協力しているボランティアさんが被災地、現地に実際に赴いて各家庭を回ってボランティアの必要がないかということの聞き取りもいたしましたし、あと避難所のほうにもいろいろなチラシですとか、ポスターを貼ったり、あるいはさまざまな手続きのそれぞれの窓口のほうでもそういうチラシをお配りして、ニーズの発掘には努めておりました。そういった実際の作業状況を踏まえまして、いま現在、災害ボランティアセンターの導入マニュアルというものを社会福祉協議会さんと市と協力して、この東日本大震災の教訓を踏まえまして策定作業をしているところでございます。そのマニュアルのほうには実際に活動した状況を踏まえて、そのときの反省点なども踏まえて、実際にどのような動きをするのがよいのかということで、実は災害が発生する前に既にマニユ

ルの策定案をつくっていたのですが、実際の体験に基づいた形のものに変えようということで、全面改正をしている最中でございます。ですから、今後は、災害が起きた際にはマニュアルに基づいた形での運営をしていきたいと考えております。ただ、他都市の過去の災害ボランティアセンターを設置した地域の状況等も調査をしておりますけれども、やはり災害の状況、あるいは被災の状況、あと災害の種類、その他によってやはり臨機応変な運営が求められるということが、各地域の過去の事例を調査した結果で見えております。ですから、マニュアルは基本線として今の大震災を踏まえた形のものをつくって、そのマニュアルに基づいて、実際の状況に基づいた臨機応変な対応ができるような、やはりそういった教育といたしますか、ボランティアセンターを運営する方々に、その臨機応変な対応ができるような研修等を受けていただくと、そういったことを進めていきたいと考えております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。大分たくさんの方々のボランティアの方々をよくこなしていただいて、大変ありがとうございました。ほかの委員の皆様方から何かご質問、ご意見はございませんか。社会福祉協議会としても大変関連していることだと思うのですが。

●**委員** 私は4月から務めておりますが、その災害のときの状況は聞いておりますけれども、やはりこの効果的なマッチングのあり方というものはかなり難しい。ボランティアの申し込みをしますと、こういう作業はできる、こういう作業はできない。できる作業をまずボランティアの方が申し入れされて、ボランティアをしてほしい方はこういうことをやってほしい、このマッチングがなかなかぴたりいかないというのが現実でございます。ですから、どのようにすればこの効果的なマッチングができるか、大変難しい課題だと、そういうことを感じています。

●**委員長** 大変ありがとうございました。ほかに委員の皆様方からご意見はないでしょうか。よろしいでしょうか。ちなみにこれ、運営マニュアルはいつ頃までの作成なのでしょうか。

●**市民連携推進課** 一応、今年度中には。

●**委員長** 今年度中。

●**市民連携推進課** はい。

●**委員長** そうですか。

●**市民連携推進課** 基礎的なものをつくりたい。

●**委員長** ご苦労さまですが、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。3 番目でございます。個人二重ローン問題の支援ということで、これはどなたでしょうか。いかがですか。

●**委員** いろんな報道の中で二重ローンの問題、大変重たい問題だということが報道されております。当八戸地区でどれくらいの件数があつて、かつ、それにどのような処理といひますか、対応で解決していったのかということ、もしその辺の資料があればと思ひます。

●**委員長** わかりました。それでは担当課の方、よろしくお願ひします。

●**商工政策課** まずはじめに、市の消費生活センターで受けた相談件数が何件というご質問に対してお答えいたします。市の消費生活センターで受付をいたしました失業や収入の減少など、震災の影響によって債務の返済が困難になったというご相談は今年、平成 24 年 7 月末までで 30 件ございました。この内、個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理適用の条件を満たすものはなかったため、ガイドライン以外の弁護士による和解、自己破産等による債務整理について情報提供をし、必要に応じて法律専門家への誘導を行つております。2 点目の私的整理または借入金の条件変更等が適用されたケースはあつたのかというご質問でございますけれども、私的整理ガイドライン運営委員会青森支部におきましては、昨年 11 月以降、毎月 2 回、市公民館におきまして個別の相談会を開催しておりますけれども、相談はほとんどないということでございます。債務整理の申し出、成立件数もゼロとなつてございます。また住宅ローン借入金返済の条件変更につきましては、住宅金融支援機構に伺つたところ、八戸市内で新たな債務に関するものが 13 件、旧債務に関するものは 39 件条件変更を行つているということでございます。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。

●**委員** ありがとうございました。

●**委員長** はい、ありがとうございました。ほかにご意見はないでしょうか。それでは次に移りたいと思います。4 番目です。被災者生活再建支援金の支給、それから災害見舞金の支給、義援金の支給等についてですけれども、よろしくお願ひします。

●**委員** まず、5 ページ目から 6 ページ目の、No.11 と 13 と 14 を合わせて質問させていただきます。まず 1 ページ目の被害状況の支援金の支給の状況と、5 ページ目から 6 ページ目の実施状況で世帯数と 2 つの数字が違つている理由を教えてください。つぎに 5 ページ目の加算支援金の貸付 50 万円の設定について、貸付 50 万円というのは複数年なのか、それとも 1 ヶ月なのかを説明してください。また、住宅再建を含めて多分大きく関係して

くと思うので、家屋被害状況の全壊・大規模半壊・半壊について、生活再建の支援金であるとか、災害見舞金だとか、県からの義援金とかを合計するとどのくらいなのか。最後に、阪神とかでも孤独死が取り上げられていましたが、被災者の中で高齢の単身者のケアはとても大切だと思います。災害の見舞金を申請した929世帯の内では、どのくらいの方が現状でいるのかを知りたいということです。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは担当課のほうからよろしく申し上げます。

●**福祉政策課** まず、最初の件数の違いでございますけれども、1ページ目は24年6月30日現在ということで、被災者生活再建支援金の部分につきましては基礎支援金が441件、加算支援金が281件、5ページのほうは3月末までの状況ということで438件と274件ということで、若干今年度になってからの申請もあるという状況です。あと災害見舞金につきましては1ページ目でも875件とありますけれども、5ページ目のほうが死亡・行方不明者7人、住家全壊が249世帯、大規模半壊・半壊619世帯、これを足しまして875件、その後今年度に入りまして2件の申請があったわけです。これは不足と増えるように感じられますけれども、災害見舞金のほうは昨年の4月の第1次から今年の3月の第4次まで、4回にわたり配分しているのです。この間、対象者は同じで、去年の震災当時に被災した方なのですが、途中で1人世帯の方がお亡くなりになって支給件数が減っております、若干ですけれども。そこで今回カウントしている件数は最大のときの件数ですので、今年度に2件追加しても同じ875件ということで、件数に変更はございません。

次の質問の加算支援金の貸借50万円でございますが、この被災者生活再建支援制度は国の被災者生活再建支援法にもとづく制度でございます。貸借は民間の借家、アパート等に入った場合、その契約書を確認いたしまして、50万円が支給されるものでございます。これにつきましては、居住の期間に関しては特に定めはございません。公営住宅に入った場合は申請できないのですけれども、その後アパートに入った場合には申請できますし、一旦50万円申請したあとで建設・購入または補修した場合にはその差額分を申請することができます。次に金額ですけれども、補足説明したいのですが、100万円等のここにある金額は2人以上の世帯の場合の金額でございます、1人世帯の場合はこれの4分の3の額となっております。

次に住家全壊、大規模半壊、半壊の場合に合計すると最大幾らになるのかということでございますけれども、市に寄せられた義援金からお配りしている災害見舞金、あと県等義援金は県や赤十字社等に寄せられた義援金で、県の配分委員会から支給を依頼されまして、市が県から入金になったものを被災者の方にお配りするところの作業をやっているわけです。あとは被災者生活再建支援金には加算支援金がございます。災害見舞金、県等義援金、基礎支援金につきましては被害の程度に応じて支給されますけれども、加算支援金につきましては住宅の再建方法に応じて支給されますので、その方の再建方法によって一概に幾らとは言いがたいですが、この表にあります金額を見ていただくとわかりますけれども、全壊の場合で

は災害見舞金は4次まで合わせて95万円。あと県等義援金、表にありますのは3月末まででしたけれども、県等義援金は24年度になりましてからも2回配分になりまして、合計して249万円になっております。基礎支援金は100万円、全壊の場合です。加算支援金でございますけれども、建設・購入の場合は200万円、全壊でも補修で対応されている方のほうが多い状況ですけれども、もし建設・購入した場合は合わせて644万円になっています。大規模半壊の場合は災害見舞金が47万5,000円、県等義援金は125万2,000円になっております。基礎支援金は50万円、加算支援金でもし建設・購入、例えば別な場所に購入した場合には200万円としますと、422万7,000円になります。それから、ここに被災者生活再建支援制度のところで解体100万円というものがございまして、これは大規模半壊と半壊の方がやむを得ない事情で自宅を解体した場合の基礎支援金は100万円支給されます。ですから解体した場合はそれにまた50万円がプラスになります。半壊の場合は被災者生活再建支援制度の対象にはなっておりませんので、災害見舞金47万5,000円、県等義援金125万2,000円で、172万7,000円でございます。このほかに市の災害見舞金の場合には昨年3月11日時点での18歳以下の被災児童、65歳以上の被災高齢者、被災障がい者につきまして、これは全て全壊、大規模半壊、半壊の世帯に属する方に限りまして、それぞれ1人につきという支給も行っております。その金額・人数は表の方でご覧いただければと思います。県等義援金では、こちらは被災児童の方に限った配分がございまして、それぞれの世帯に属する人数によって、それぞれのケースがございまして。

次に単身高齢者の人数ですけれども、まずご質問で災害見舞金を申請した世帯929世帯でございますけれども、これは生活必需品の927世帯に災害見舞金の4月からの2件を足された数字でございましょうか。

●委員 先ほどの資料とは別に、八戸市のホームページからダウンロードした「八戸市復興まちづくり(津波防災)調査アンケート調査(平成24年1月)」（アンケート対象者は東日本大震災の津波で被災した中で災害見舞金を申請した929世帯）からだと細かいデータを読み取ることができなかつたので、そのことを含めて教えてください。

●福祉政策課 まず件数でございますけれども、No.12の生活必需品の給付ということで、八戸市内の対象者927件でございます。その対象の方にアンケート調査をしたと聞いておりますので、こちらの市内対象者927件をとらえたものと思っておりますけれども、災害見舞金の支給と生活必需品の給付は少し条件が違いまして、災害見舞金のほうは国の制度であります被災者生活再建支援金と対象者の考え方を同じくいたしました。同じ家の中で住民票を分けていらっしゃる方がかなりの件数でございます。同じ建物の中で、たまたま住民票を分けている場合は被災者生活再建支援金のほうは1世帯のみの申請になりますので、八戸市の災害見舞金も1世帯として扱っております。ただし、電気、ガス、水道等、別々で2世帯住宅という状態の場合、建物のほうは1軒でも、そういう場合は公共料金の領収書の写しを添えていただいて2世帯という形で申請もできます。そういう形で申請していただいたものが災害見舞金でございます。生活必需品のほうは、この表では事業主体が市となっておりますけれども、

これは災害救助法に基づき支給されるもので、全額国のほうから費用が出るものです。こちらは被災程度、あと人数によりまして支給します。現物給付ですので、現金ではございませんが、支給できる範囲が決まっています。本当に当座の生活に必要な、緊急に必要な物品になりますけれども、こちらは人数によって金額が決まっています。さっき言った1つの家で住民票を分けている場合でもそれぞれに支給しましたので、件数はこちらのほうが多くなっております。この世帯にアンケート調査をしたので、927となっております。

見舞金の支給申請をした世帯は、No.13でご覧いただいて、住家全壊が249世帯、大規模半壊・半壊619世帯を合計して868世帯になります。その中で単身高齢者は150人です。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。いかがですか。

●**委員** はい、十分説明していただきました。ありがとうございました。

●**委員長** ほかの委員の皆様はいかがでしょう。それでは続いて5番目のほうの母子福祉資金等について、いかがでございますか。

●**委員** こちらのほうですけれども、青森県自体が最低賃金で申しますとかなり低い水準となっております。ほとんど最下位のほうになります。そういう問題もあって男性の場合、奥さんが亡くなった、或いは離婚されたという場合、男性の場合でも子供さんを育てている方もいらっしゃると思います。そういう部分で母親ということに限らず、いま男女共同参画ということも各県で取り組んでいるのですけれども、そういう部分でも男だから、女だからという部分にとらわれなくて、1人親世帯という部分で考えていくことはできないのかということで提案させていただきました。こちらのほう資料を見ると、県の部分ということですから、市のほうで広報等を通じてお知らせしていくところであるのですけれども、県のほうに対してもこういう部分を意見として提言していただければということで、私のほうでこちらの質問とさせていただきます。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは担当課さんのほう、よろしく御願います。

●**子ども家庭課** 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付制度へのご質問でございます。いま委員の説明があったとおり、うちで作成したシートの中でも県事業ということで、国の母子寡婦福祉法に基づいて実施しているので、実際は県で実施しております。市の役割といたしましては、県から依頼された公募基準を掲載したりだとか、こちらの担当窓口を紹介したり、制度概要の説明を実施しています。もちろん補助事業ではございますが、いま委員の方からのご提案があったとおり、当課といたしましてもできるだけこういった事業を父子家庭へも広げるように、機会あるごとに県のほうに要望していきたいと考えてはいます。私は県の担

当者のほうにもヒアリングといいますか、実態確認をしてきました。それで本市、10 万世帯といいますか、世帯数の中で 1 人親家庭という世帯が今の 4 月 1 日の時点で、市内約 3,600 世帯が 1 人親家庭と呼ばれておりまして、正確に言いますと 3,625 です。その内約 1 割くらいですね、父子家庭になっております、365 世帯。約 3,600 の内の約 1 割が父子世帯、それから 9 割が母子世帯となっております。それでやはりこの 300 世帯の方がそういった窓口で貸付の相談とか、そういったこともあると思います。それで県のほうから確認したところ、母子資金の中ではそういった制度はないのですが、社会福祉協議会のほうでの生活資金だとか、就学資金の貸付制度、こういった制度については父子家庭の方でも受けられますので、そちらの窓口を紹介したり、また学校のほうであります学生支援機構の制度です。そういったものをアドバイスしているのが現状です。また最近国、ハローワーク等で職業訓練と生活に関する手当を同時に受けられる求職者支援制度というものが始まっていて、こういった制度を受けることによって仕事に対する技術をアップして、1 人親家庭の方が安定していくという制度なのですが、こういった制度も充実しておりまして、そういった制度も紹介して、1 人親家庭の方にはそういった国、県のさまざまな制度を活用して実施しているところが多いということでございます。以前、県のほうでも母子家庭等自立支援推進計画というものを 5 年ごとに策定しておりまして、直近ですと 23 年の 2 月に改定したのですが、その策定の時に私も参画してまして、その時にいろんな母子家庭の実態だとか、父子家庭の実態などを聞いておりました。ここ 30 年くらいのスパンで見ますと、それほど統計的には父子家庭が極端に県内で増えているとか、減っているとかという実態はなくて、大体増減が平均しておりまして、むしろ離婚率がこれだけ上がってまして、ここ 30 年で見てもやはり母子家庭の比率というものが高まっている。統計的に見ると数字に出てしまうので、どうしても議論として母子家庭のお母さんをどうやって自立させていくかみたいなのがどうしても、その時の会議でもそういった計画になっておりました。ただ、委員ご指摘のとおり、やはり父子家庭の親も子どもの進学のとときだとか、そういった時にやはり大変な生活費が掛かるということは、これはもう現実の問題ですので、今のご指摘を受けまして今後も県のほうにそういった要望を出していきたいと思っております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。委員さん、よろしいですか。

●**委員** はい、ありがとうございました。

●**委員長** それでは次に移りたいと思います。被災児童・生徒の就学援助についてお願いいたします。

●**委員** 保護者への就学に必要な援助についてということで、事業費が増えているということは大変よいことだとは思いますが、それに例えば震災などで失業して、そのような状況があつてこう増えているのかということで、その増えた理由だけ教えていただければと思います。

●**委員長** 担当課さん、よろしくをお願いします。

●**学校教育課** 事業費が 23 年度に比べて平成 24 年度が 2.7 倍と増加した理由ということでご質問いただきました。平成 23 年度の 1,042 万 3,000 円、これは平成 23 年度の実績額でございます。そして平成 24 年度の 2,708 万 3,000 円、これは予算額ということでご理解いただければと思います。なお、平成 23 年度の予算額も今年度と同額の 2,708 万 3,000 円です。なお、この被災児童の就学援助の申請件数については、特に急増しているという状況ではありませんが、今後また被災地からの避難児童、生徒が随時こちらのほうに参るといふことも見ながら、親身になって対応して参りたいと考えております。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。

●**委員** 了解しました。

●**委員長** それでは次のページに移らせていただきます。7 番目です。私立高校授業料軽減事業の拡大について、何か補足はございますか。

●**委員** 事前質問に書いてあるとおりでございます、1 件もなかったのかという質問と、それからどのように広めているのかという部分をお聞かせいただきたい。

●**委員長** わかりました。それでは担当課のほうから、よろしくをお願いします。

●**学校教育課** まず、本事業の事業費欄に金額がないのは、県の所管する事業のためでございます。よって、市が直接予算化するという事業ではないものでございます。なお、県からの聞き取りによりますと、この事業の応募については広く県民にお知らせはしておりませんが、関係する生徒、保護者に対しては広報誌や説明会、これは学校で行なう学校説明会ということになります。その中で十分広報をしているということを伺っております。一部各私立の高等学校の実情等をご紹介申し上げます。毎年中学校 3 年生の子供たち、そして保護者を対象に例年 9 月頃学校説明会を開催しております。その中で本事業について周知に努めながら入学を迎えるという、そのような形をとっております。更に入学した際には、再度学校説明会でもって、この内容について説明をして、とにかく申請漏れがないようにということで、今進めているということをお聞きしております。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。いかがですか、よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは続いて8番目です。緊急スクールカウンセラー等の派遣について、お願いいたします。

●**委員** はい、私のほうからです。心のケアはなかなか短期では元にもどらない場合も結構あるのではないかと危惧しております。この事業につきましては完了となっておりますが、事業No.26、心のケアを含めまして、今後どのように対応していくのかについて具体的な説明を御願いたします。

●**委員長** はい、わかりました。それではこれも担当課さんのほうから、どうぞ。

●**教育指導課** 緊急スクールカウンセラーの派遣につきましては、震災直後に派遣をするということで学校に確認したところ、8校の学校から要請がありました。そして年度が明けて23年の4月、5月ですけれども、校長会のところで再度このようなことをしていますというお話をしたのですけれども、そのときに手を挙げた学校は1校だけでした。そして9月にもう1度、このようなことがありますというような話をしたのですけれども、その時点ではどの学校も手を挙げなかったということになっております。ただし、委員さんのご指摘のように、やはり長期的にわたって必要なものであるということについては教育委員会でも十分承知しておりまして、23年度4月からNo.26のところに関わるのですけれども、諏訪に総合教育センターというところがあるので、そこに、うみねこ教室という心の相談室という場所がありまして、そちらのほうに心のケア相談窓口を開設いたしまして、これは震災も含めてということで開設いたしました。また、学校のほうにも長期にわたってケアをする必要があるのだということを、学校の現場の先生方にもわかってもらわないといけないので、各学校から1名を出していただいて、そのケアの必要性ということについての研修会等も開催しております。校長会等でも23年度は3回、4回くらい心のケアについて気になる子供がおりませんかということで呼びかけをして、その時いい状況に見えていても、また地震があったときに思い出してしまうとか、ちょうど1年くらい経つと、またそのことを思い出してしまうとか、さまざまなことがあるということで、繰り返し学校のほうに呼びかけてきました。その結果、23年度では20件程度の相談があったということになっております。24年度に関して継続の相談があるかということについては、これはうちの課ではないのですけれども、確認したところ、今のところはないということでした。ただし、先般学校訪問をいたしましたときに、やはりそのようなことで校舎とか大きな建物になかなか入れない子どももいるのだという話もありましたので、そのことについても基本的に学校のほうでそれを把握しているということでございますので、連携をとりながら、心のケアの相談室に関しては24年度、今年から1名相談員を増員して、そのようなことに対応できるようにということで進めております。これは継続して、今後もずっとやっていきたいと思っております。気になる子供につきましては、教頭、担任を通してチームワークを組むように、それから被災を受けて八戸に転校してきた子どもたちのことだとか、保護者に対しても十分留意をして、何か心的な変化があった場合にはいつでも相談を受けますというこ

とで進めているところでございます。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** それではほかの委員の皆様方からご意見はないでしょうか。これはよろしいということですが、それでは続いて 9 番、10 番、意見についてということで、まず私立高校の授業料軽減事業の拡充についてというご意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

●**委員** 希望ということなので。特に質問ということではないのですが、もしどこかご回答いただけるのであれば。

●**委員長** そうですか。はい、よろしく願いいたします。

●**学校教育課** 先ほど本事業の所管は県であるということでご説明申し上げましたけれども、県からの聞き取りによりますと、本事業については引き続き被災者に対する情報提供に努めるとともに、各学校に対して適切な対応を依頼していくと聞いております。また、支援の財源となる基金の措置、充実についても、国に対して引き続き要望して、事業の継続を図っていくということを伺っております。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいということでした。それから次に進めたいと思います。10 番目、市営バス運休に伴う定期券の払い戻しについてということで、いかがでしょうか。

●**委員** 意見の部分に記載しているとおりでございますけれども、金額で払い戻しということであります。完了ということでしたら、参考までに民間さんは払い戻し、全額ではなくて、3日運休したら、次3日分プラスの日付で対応していたようです。公共交通、更に利用していただくという観点で記載させていただきました。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは回答のほうよろしく願いいたします。

●**運輸管理課** 路線バスの場合ですが、24 時間以上引き続き運休した場合の対応につきましては、監督官庁である国交省の標準約款に基づいて、各バス事業者が運送約款というもの

を定めています。その中で今言われたケースの場合には定期券の期間を延長する、もしくはお金で払い戻す、両方対応可能な約款になってございます。交通部の約款もそうでございます。どちらをやるかという段階で、私どものほうも市内の民間バス事業者に確認したところ、南部バスさんは3月13日、丸1日休んだ、運休したということで、定期券購入者を一律1日延長する対応をとったと伺っております。我が方の市営バスはいろんな状況がございましたが、24時間全面運休はいたしませんでした。しかしながら94系統の内の3系統、具体的に申しますと、三菱製紙がございまして、津波でかなり被害を受けました八太郎回りの多賀台団地線、あとは鮫線の漁港通りという日曜朝市をやる岸壁にかなりの船が上がったりとか、あと金浜線の大久喜、金浜のほうですと橋の橋脚の一部の土砂が流れたということで、運行の安全がとれないという事情で12日間、その3路線が運休いたしました。先ほどのように全面運休ではなかったもので、一律に定期券の延長というよりも、該当する方々のほうに現金というか、お金の方の払い戻しを私どものほうは選択したという状況でございます。今後については全面運休というか、1日、3日、1週間といった全路線運休した場合、また部分の運休の場合、その状況を踏まえながら、どちらのほうが利用者にとっていいのかどうかを踏まえながら考えて参りたいと思います。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは(1)のほうを終了したいと思いますが、ほかに気が付いたところとか、ご質問ありましたら。大丈夫でしょうか。

(2) 住宅確保の支援について

●**委員長** それでは(2)住宅確保の支援のほうに移りたいと思います。ちょっと残りが32分となっておりますが、項目でいくと34項目までございます。あと3分の2程残っておりますので、延長は可能ですけれども、時間持ち越しの予定はどのように致しますか。

●**事務局** だいたい12時15分くらいをめどに今日は考えてございまして、委員長さんのお考えを聞きたいところです。それで、残った分につきましては第2回の委員会で続きを行う形になりますが、いかがでしょうか。

●**委員長** そうですね。まあ今回は最初に説明等も御座いましたので、質疑の時間が短くなっておりますので、12時15分くらいまでがんばってみて頂いて、もし、持ち越しになりましたら次回ということでよろしいでしょうか。それから、案件が多くございますので、このあとは少しあの簡潔に進めていければいいなと思いますけれども、皆様方のご協力よろしくお願い致します。

●**委員長** それでは、11 番です。公営住宅等の提供について、補足はございますか。

●**委員** このとおりでございまして、現在の状況をお聞かせください。

●**委員長** はい、わかりました。それでは担当課のほうからよろしく願いたします。

●**建築住宅課** それでは 11 番の質問についてお答えいたします。公営住宅等の現在の状況といたしまして、市営住宅、県営住宅、公務員官舎、雇用促進住宅に県内被災者は 88 世帯、県外被災者は 29 世帯で、合計で 117 世帯、293 人が入居しております。以上です。

●**委員** はい、ありがとうございました。

●**委員長** そういうことですが、よろしいですか。それでは次に移らせていただきます。それでは 12 番、公営住宅等の提供について、願いたします。

●**委員** ホームページで資料を見させていただきまして、公営住宅を供給する、この入居者の前居住地というのを教えてください。どのように入居されているのか。

●**委員長** はい、同じ課ですか。

●**建築住宅課** それでは資料をつくりましたので、それで簡略的に説明をさせていただきます。（議事録の最後に添付している資料を参照）

●**委員長** 細かいですね。

●**建築住宅課** よろしいですか。

●**委員長** はい。

●**建築住宅課** それではまず 1 ページ目ですけれども、これは現在公営住宅等に入居されている、提供している市営住宅、県営住宅、国家公務員宿舎、雇用促進住宅の一覧でございます。次、2 ページ目が、これらを地域ごとにある程度分けた表になっております。右側のほうにそれぞれ現在入居している世帯数があります。次に 3 ページ目ですけれども、これら入居している方々の元の居住されていた地区でございます。市川、新湊、鮫、湊というようにあります。あと県外の被災者の県がございます。これらを 4 ページ目に一覧にしたものがございます。現在入居されている団地名が左のほうに書いております。それらに入居している前居住地の地区が上のほうの段に書いております。大体、前居住地に近い団地にいま入居

されている方、それからちょっと離れている方もありますけれども、これについては八戸市が応急仮設住宅は作らないということで、既存の市営住宅、県営住宅、それから雇用促進住宅、それから急遽国家公務員宿舎も提供してもらえるとということで、これらの中で、これらを含めてもかなりの戸数があったのですけれども、実際の入居者はその半分にも満たなかったのです。それらの希望に沿った形で、ほとんど 100 パーセントに近い状況の中で希望地を選んでもらったということになりました。抽選になったものもありますけれども、希望どおりの団地に入居されたかと思えます。以上です。

●**委員長** ありがとうございます。

●**委員** ちょっと関連して、前居住地から離れた公営住宅に入居すると、小学校や中学校へ通学するのに大変です。場合によっては転校と子供にとってストレスがかかります。高齢者の場合ですと、コミュニティから離れてしまって、単身高齢者の問題があるので心配でしたが、希望が前居住地に近いところの公営住宅にほぼ入れたということを知ったので、よかったです。

●**委員長** ほかにご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。それでは 13 番目に移りたいと思います。住宅の応急修理制度の実施でございますが。

●**委員** この制度の受付は 233 件、被災した世帯、建物が 878 棟ということでございましたので、どのような対処をされているのか知りたくて質問させていただきました。質問は下（2 点目）のほうだけで、結構でございます。

●**委員長** そうですか、はい。では下のほうを重点的に。はい、どうぞ。

●**建築住宅課** 応急修理をされた方ですが、実際 233 件で、全壊、大規模半壊、半壊等 878 世帯あるのですけれども、その他の方がどのようにされたかとありますけれども、昨年度から住宅再建支援事業等も独自にやっておりますし、それから生活再建支援、先ほど説明がありましたけれども、最大 200 万円とか、補修、修繕の場合は 100 万円ということで、これらを活用して実際住宅再建に向けていただいているのではないかと考えております。応急修理の事業は、国が 52 万円ということで、これはあくまでも緊急の避難施設を確保するために応急修理ということで、本格的な修繕とか、再建についてはその他、これらの補助事業を活用して、現在皆さんはそれに向かっていろいろ考えていたり、現在住宅を購入している方もいますし、再建されている方もおります。以上です。

●**委員長** いかがですか。

●**委員** 数的にはまだ把握されていない、現状ではですね。支援制度というものを被

災された方々に、よく周知していただければいいのかという感じがしています。はい、よろしいです。

●委員長 よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 はい、よろしくお願ひします。それでは 14 番目です。災害公営住宅の整備についてですが、これはどなたですか。

●委員 災害公営住宅の整備について、その中でも市営住宅の白山台ヒルズは、内陸部の八戸ニュータウン南の少し外れた場所にあります。こういった交通に不便、場合によっては車がないと生活がしづらいような場所に、実際に希望者が今後いるのかどうか。できるだけ自分が前に住んでいた居住地の近くの公営住宅、災害復興公営住宅に入居するならば小学校や中学校、単身高齢者の場合は仲のいい友達と付き合いということができると思ひます。しかし、こういうところにぽつんと住むと孤独死や転校を余儀なくされて、小学校、中学校の生徒はストレスを感じることにになりかねないので心配です。

●委員長 はい、それでは担当課さん、よろしくお願ひします。

●建築住宅課 災害公営住宅をまず建設するにあたって、昨年 10 月に意向調査を行ひまして、その時点では何々団地というか、特定することなく、ある地区、多賀台地区、湊地区、白銀地区、それか内陸部である白山台地区という形で意向調査を実施しまして、そのトータルで、ある程度の建設戸数 62 戸といたしまして、国のほうに事業計画書を提出しました。その時点でも白山台も実はありました。現在 12 戸建設予定なのですけれども、あそこはまだまだ建設地があるので、とりあえずそこに何戸建てるかということでは特定しないで、昨年度の事業計画では 62 戸ということ国の方の事業を受けて、今年度 4 月になって、更にもう少しそれぞれに何戸建てるかというふうにしなければならぬということ、時期も少し経ったので、意向も少し変わっているのではないかと、再度全壊の人に意向調査を実施しました。そのあと大規模半壊の人も今度は対象になったので、それらも含めて、大規模半壊でも壊すという人もいますので、その方々へ、一時入居をした方もいらっしゃいますので、その方々も含めて、白山台がいいのか、多賀台団地がいいのか、新井田がいいのかということ細かく調査をいたしました。その結果、白山台を第 1 希望とする方が 8.5 世帯、この 0.5 というのはどちらでもいいような、あいまいに書いた方がおひまして、その第 2 希望が 3.5 ということで、合わせて 12 世帯という方が希望されておひます。そういうことで、12 世帯がいいのではないかと、建設計画 12 世帯ということ実施しました。確かに団地の中では一番端、南の端で、ちょっと車がないと不便なところ、ごひますけれども、そのほかのインフラ整備とか、学校、スーパーも結構整っておひます。やは

り、でも希望される方は若いといいますか、高齢者の方はやはり少ないです。そういうことで、それぞれのいろんな被災されたそういう方々の状況においては白山台もいいということで、希望されているということが現状でございます。

●**委員** 子育て世帯で八戸ニュータウンのイメージで白山台を希望しているということなのですか。

●**建築住宅課** そうですね。若い世帯で、例えば市川地区でアパートに入っていた人がおります。やはり被災されて、再度家を再建するなり、新しく賃貸住宅を借りるにしてもニュータウンのほうがよいという方もいますし、もう海の側は嫌だという方で白山台を希望されている方もおります。以上です。

●**委員長** はい、どうもありがとうございます。いろいろ事情があります。

●**委員** 調査されて、その結果をもとに構想されたということですね。

●**委員長** どうぞ。

●**委員** すいません、白山台の住民です。白山台は、私も P T A をやっているのですが、いろんな各地から来られた方が住まわれていますので、転校に対する不安というか、そういうものはないとは思いますが。かなり教育の部分、中学校にはカウンセラーもいますし、そういう面では住環境は、地理的にはそうですけども、住環境はかなりよいレベルになっているのではないかと考えております。以上です。

●**委員長** はい、どうも。

●**委員** そのようなコメントいただいて安心しました。

●**委員長** はい、ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。15 番、災害公営住宅の整備について。

●**委員** はい。これは幾つかの地域に建設戸数を設定されていらっしゃるんですけども、その根拠や妥当性について伺いたいと思います。先ほどの話と重複するかもしれませんが、御説明をお願いします。

●**委員長** そうですね。はい、それではまたお願いします。

●**建築住宅課** お答えします。先ほどもお答えしたのですが、2 回調査をして、や

はり住民の意向に沿った場所に建設したいということと、なるべく被災された方々をばらばらにしないと、それぞれある程度お話ししたり、皆さんどこに行こうかということをお話しているかもしれません。ですから、そういう意味である程度希望地を聞いて、希望団地を聞いて、そこに必要戸数をなるべく確保するというように努めました。全体で 62 という大枠は決まっていたのですけれども、それらをでは、どこに何戸ということ再度 4 月の時点で決めた次第でございます。ただし、新井田道というところは、湊中学校のそばなのですけれども、あそこは既存の入居者も建て替えを同時にやるのですけれども、希望を聞いたら結構人気がありまして、当初予定していた 9 戸、10 戸くらいを最大限に建設することにいたしました。希望には 100 パーセント沿うことはできなかったのですけれども、一応 17 戸を建設することにしました。あと、この質問で、全壊家屋 254 棟、大規模半壊が 147 棟とかなり被害は大きいのですけれども、国の制度は大規模半壊の場合、今の激甚の場合、全壊の 50 パーセントまでしかできないということになっています。ですから最初に 50 パーセントを超えた希望があっても、50 パーセントまでしかできないという制度です。たまたまうちは 254 の査定を受けて、200 超となっていますけれども、実際 110 世帯分くらいは建設ができます。実際は 62 の希望、61 なのですけれども、少し調整して 62 にしました。62 で十分ということで、仮にそれ以上建てても、入居者がいないと補助金を返還しないといけないと、厳しくなる点もあるので、そういうことである程度ぎりぎりリスクの少ない程度で建設をしたということです。大規模半壊ということ国の方で、大規模半壊でも住宅を解体したい場合は入居できるという、ちょっと枠を広げたものですから、それについても意向調査を終えて、既に入居希望を聞いています。ただし、意向調査でちょっと気が変わって、そのときは入りたくなかったのだけれども、新たに入りたいという方がもしかして増えた場合、そういう場合は、うちはまだ 110 まで建設できるという枠を持っていますので、国の方ではその枠内であればいつでも計画変更して建設できるということになっています。仮に不足した場合には、不足戸数の多い場合は、ある程度は新たな事業を起こす。ただ数戸の場合、仮に数軒が不足といった場合は、建設するほうがベストなのか、既存の市営住宅で対応するかはそれぞれの状況に応じて判断していきたいと思っております。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいですか。それでは 16 番の災害公営住宅の整備にということで、これは。

●**委員** 先ほどと似たような質問なのですけれども、254 世帯に意向調査をしたということなのですが、残りの 192 世帯の方々、もう新築されている方もあるのかどうか。そういう中身、わかれば教えていただきたい。

●**委員長** はい、よろしく申し上げます。

●**建築住宅課** まず 62 世帯の人は入りたいということですから、残りの方をどうするのかと思うのですけれども、今回の津波の場合、全壊という一つの基準は 1 階の天井まで浸水、

天井近くまで浸水した場合が全壊という判断になっております。ですから緩やかに浸水した場合、ほとんど被害がなくて、浸かっただけというケースの住宅もあるのです。ですからその方々は多分修繕したり、補修したりという形で多分再度入居する方が多いと思います。あとは半壊、損壊した人もいますけれども、そういう方は修繕したりという方も結構いらっしゃると思います。ですから 250 幾つの全壊の方が、全部家が滅失したという状況ではないと考えています。あと一つ参考になるかと思いますが、生活再建支援のほうで、200 万円の申請を受ける方がかなりいらっしゃるのです。ですから、この方々は多分家を再建する、要は一時災害公営住宅に入るのではなくて、新たに再建するとか、これは契約した時点でお金が入るみたいなので、多分、既に関した人、再建した方という方が多数いらっしゃる。そういった方、残りの 192 世帯がそういう今ある家を修繕して入る方と、再建して新たな家を建てるという方でいろいろ考えていらっしゃるのではないかと考えております。以上です。

●**委員長** はい。よろしいでしょうか。

●**委員** はい、よろしいです。

●**委員長** それでは 17 番に移りたいと思います。被災者高齢単身者の居住の意向はということですが、これはどなたでしょうか。

●**委員** 先ほどから何回もいろいろ申し上げていると思うのですが、高齢被災者の方で高齢単身者が 150 人いる。今後生活をしていく上でこういう方がコミュニティから離れてしまった場合、孤独死が増える可能性も出てくる。それを防止するためには、その人がコミュニティのつながりを維持できるように、できるだけ前の居住環境に近い場所で生活できるようにすることが重要である。特に高齢者の方は車を持っていなかったり、生活、買い物に行くことが不便である。アンケート調査はされていると思うのですが、この辺がもう少し具体的に現状としてわかるように、今後の復興住宅、場合によっては復興住宅ではなくて、近いところ民間の賃貸住宅に入居して、それに家賃補助を（例えば 20 年間とか、最大もっと延長可能）するとその近くに住めると思うのです。その辺をもし把握していれば教えていただきたい。

●**委員長** これは意見の 19 番のところとも関連していますか。

●**委員** そうです。19 番と 20 番も関連してくるのですけれども。

●**委員長** 分けてというよりは、もし関連でお答えが可能であれば一緒でもよろしいですね。

●**委員** そうですね、はい。少し 19 番と関連していますけれども。

●委員長 19 番、そうですね。17 番、19 番、20 番も関連していますね。

●委員 そうですね。

●委員長 建築指導課さんもおいでだと思いますので、関連して一括してそれではお答えいただきます。よろしくお願いします。

●建築住宅課 それでは 17、18、19 それから 20 の質問について回答します。防災集団移転促進事業については、建築指導課のほうからお答えいたします。

●委員長 はい、よろしくお願いします。

●建築住宅課 17 番の高齢者の意向調査なのですけれども、実際我々のほうの一時入居されている方で、一応 65 歳という基準を設けました。65 歳以上の単身で一時入居されている方が 5 世帯 5 人の方がおまして、その中で災害公営住宅のほうに入りたいという方が 3 名おります。この 3 名の方はそれぞれ被災された方がみんなばらばらです。現在入居されているところもそれぞれの被災された地域に近い団地に入っております。希望される団地もうちのほうで 4 つの地区を示しているのですけれども、それぞれに近い団地を希望されています。我々、こういう単身の方も全然条件がなくて、災害公営住宅の場合は入居できます。その意向に沿った形には入居できるかと思えます。この復興まちづくりアンケート調査と、我々が今やっている災害公営住宅とは直接的なアンケート結果を、それを反映して建設するとか、決めたわけではなく、あくまでも災害公営住宅の場所は意向調査を反映させています。集団移転とか、移転希望とか、何かそういう再建する場合はどこかということはこのアンケートのほうにいろいろ書いておりますけれども、特段その辺の反映ということは特にしていないという状況でございます。それから借り上げという、災害公営住宅の借り上げという一つの意見があるのですけれども、私自身の一つの考え方として、八戸の場合は被災された他県に比べると、被災された方も少ないし、それから災害公営住宅を希望されている被災者もそれほど多くないということで、借り上げという制度を活用するよりは、自前で災害公営住宅を建てたほうが、国の補助制度がすごくよいし、借り上げだと中の補助率が悪かったりという点があります。ただ被災した他県などでは借り上げ制度を併用しながら必要な戸数を確保していると聞きます。阪神淡路大震災の例を見ますと、20 年経った時点で借り上げ期間が終了するのです。その時点で新たに借り上げをしたくてもオーナーさんがもうだめだというケースもあるし、行政側がこれ以上借り上げすると負担が大きい。それから国の補助も受けられないということで、20 年でももうやめるというケースが多いのです。これが結構問題になって、果たしてこの制度が災害公営住宅の一つの方法論としてベストかという、八戸の場合は、今の建設戸数の場合は特に必要性はないのかと思えます。それから家賃を補助してあげるという案ですけれども、国の災害公営住宅の制度で民間と契約して、家賃を補助するとい

う制度はあくまでも借り上げという制度で、はじめてそれが借り上げ市営住宅という形になるものなのです。家賃を補助するというのは、ちょっとそういう制度はない。先ほど言ったとおり、災害公営住宅といっても恒久住宅なので、そういうさっき言った 20 年の賃貸契約というのは、将来的にそれが保障されていないというのが入居者にとっては不安材料になるのではないかと思います。それからコレクティブハウスについても災害公営住宅、都会では学生とか単身者等に人気があるみたいで、それはあくまでも家賃が安いということと、あと皆でいろいろコミュニティが図られるということで、結構需要があると伺っております。その災害公営住宅に特定して、今の場合これを取り入れるということは考えにくいと思います。将来の市営住宅、すごく単身者とか、母子家庭とか多いのです。そういう意味では、そういうコミュニティを重視した公営住宅というものはこれから研究、検討してく要素はすごくあると思っております。それから 20 番の下（3 点目）のほうに恒久住宅の取得まで家賃補助を行うということがあります。これも先ほど言ったのですけれども、国の制度はちょっと家賃の補助、あと応急仮設で一時的に避難させるとか、そういう場合の家賃補助というものはありますけれども、災害公営住宅の絡みでさっき言った家賃補助というのではないのです。

●**委員長** はい、ありがとうございました。

●**委員** 現状の制度の範囲内ではできることと、できないことがある。あとは先ほど言ったように市負担の軽減を考えるならば、災害復興公営住宅を国からの補助金を使ってつくったほうが負担軽減されるということですね。

●**委員長** よろしいでしょうか。それではあと、建築指導課さんのほうからも、意見のほうも含めてよろしくお願いします。一括でまた、お答えできますか。よろしいですか。

●**建築指導課** 集団移転についてですけれども、集団移転のためには、再び住宅が建築されないように被害があったところを、災害危険区域等の移転促進区域に指定しなければならないことになっております。通常は防波堤などのハード対策がありますが、今回みたいな巨大津波に対してはハード面では対応できないことですから、避難対応ということで既定の津波対策の実施が見込まれる中で、行政主導の災害危険区域等の指定は現地居住希望の皆様とか、既に建てて住んでいる方もいらっしゃいますし、指定による地価の下落等で利害関係の調整が困難であることから、集団移転は難しいものと考えています。私も市川のほうに住んでいますけれども、やはり昔から住んでいる人は地元に住みたいということが多いみたいで、地域住民の意向が非常に反映されるものだと思っております。以上でございます。

●**委員長** はい、ありがとうございました。

●**委員** 先ほど何でこの質問をしたかというのと、このアンケートで出ているものが今後の居住等について移転希望者ということで、もしお金が関係ないならば希望者は最大 73.4

パーセントになるというのが実はここに出ていて、先ほど言ったように幾らくらいまでその義援金とか、お金が再建とかで掛かるのかというのをそもそも聞いた理由というのは、大体阪神淡路とか、そういう例を見ると、800 万円から 1,000 万円くらいです。そういった資金が、そういったお金が集まると住宅再建という形で別な場所に移ることが、土地も買って、建物も買ってできるということです。一番大きくお金になるものとして、やはりその土地と建物の移転補償費というものが付けば、多分 800 万円とか 1,000 万円くらいのお金が付いて、更に義援金とさっき言った住宅再建助成金とか保険金で 800 万円から 1,000 万円を超えると、先ほど言った自力執行の住宅再建につながるのではないかとということをやっと推測して、先ほどの根拠だったのは 74.3 パーセントと、この報告書に出てきた数値が防災集団移転促進事業を対象とした場合、そういったお金が更に上乘せになって、そういった移り住むこと、いわゆる市川地区でも例えば多賀台団地のほうの少し内陸側のほうであれば、そんなに居住環境も変わらなくて近く、また多賀台団地も今すごい、60 年代くらいにつくられたもので空き家が多くて、高齢化もあって、唯一あそこは三菱製紙の社宅があるからこそ小学校がこうやって賑やかになっている。マラソン大会など地域の高齢者が沿道に立って車の整理などをされて、ああいうコミュニティを逆に集団移転事業を投入することによって、かなりまたそういうコミュニティが活性化するのではというイメージを少し持ったので。先ほど意見があったように、被災者に対してそういった補助事業とか助成が周知されていたかどうかということが僕は心配で、もし先ほど言った 74.3 パーセント、それは周知していて、わかっていて、いま現状でそこに住むというのであれば問題ないのですけれども、あまり周知されていないくて、ただ仕方ないということが結構多いということなので、この辺のところは少し懸念材料としてちょっと心配ということで、検討してみたらどうなのかというところを提案させていただきました。

●**委員長** 先ほど答えをいただいたのですが、これについてまた何か担当課の方から。よろしいですか。なかなか難しい。

●**委員** 行政側から働きかけるというよりは、自主的に市川地区や湊地区でまちづくり協議会が立ち上がって、そこに市が関わりながらそこに住み続けたい人と、違うところで住宅を再建したい人が話し合っ、それぞれの住民たちで今後のまちをどうしていくかといったときに防災集団移転促進事業の構想がでてくる。昨年、私はテレビ番組で必死にお父さんを抱えて 2 階に上がって何とか免れた市川地区の女の人が、もうこんなところに住みたくないというインタビューと、もう 1 人はもう 60~70 歳くらいの高齢者が、この年になって新たな土地に建物をつくるとか、お金ももちろん当然ない、という 2 つのインタビューを見ました。まさにこれらの事情が内在していたので、こういう話をさせていただきました。

●**委員長** 現在、復興のほうも大分進んできていますので、住民の意向がまとまれば行政のほうも手助けできる。現状ではまだそんなニーズがないということでしょうか。はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。とりあえず 20 番まで、先ほど 12 時のべ

ルが鳴っておりましたけれども、ようやく 20 番まで終わった状況です。先ほどご説明したように 15 分くらいまでということですが、あと 10 分ほどありますが、進めさせていただいてよろしいですか。はい。

(3) 雇用対策の強化について

●**委員長** それでは(3)です。あと 10 分ほど続けたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。雇用対策の強化ということで、質問が 2 つございます。21 番、参考指標の動向について、よろしいでしょうか。

●**委員** 記載のとおりです。

●**委員長** それでは担当課のほうから、よろしくをお願いします。

●**雇用支援対策課** 震災前の求人の状況ということでございます。震災発生以前の求人倍率でございますが、平成 21 年度、これはリーマンショックの影響を受けた年でございます。この年は 0.3 倍から 0.4 倍で推移しておりまして、その後平成 22 年度になりまして少し持ち直しまして、0.4 倍の後半から 0.5 倍の前半まで回復いたしました。その後回復傾向にあった中で震災が発生いたしまして、平成 23 年の 3 月には 0.44 倍から次の月の 4 月に 0.35 倍、5 月に 0.36 倍と、一時急激な落ち込みを見せておりますが、現在は復興需要や国の緊急雇用対策などの効果によりまして、震災前以上の求人倍率になっております。具体的に申し上げますと、平成 21 年度同月で比べますと、倍以上の倍率ということになってございます。なお今後のことでございますが、国の緊急雇用対策が終了した場合、雇用状況が不安定になるというおそれがありますので、これからも状況を注視していきながら、臨機応変に対応していきたいと考えております。以上です。

●**委員長** はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

●**委員** はい。

●**委員長** それでは 22 番、緊急雇用創出事業の拡充については、いかがですか。

●**委員** はい、そのままです。

●**委員長** そのままでよろしいですか。はい、それでは引き続きお願いいたします。

●**雇用支援対策課** 平成 24 年度の震災等緊急雇用対応事業の雇用期間ということでございますが、この震災等緊急雇用対応事業というものは平成 23 年度まで実施されておりました

重点分野雇用創出事業、それから地域人材育成事業及び震災対応事業という 3 つの分野を統合した事業の総称でございます。この事業につきましては、国からそれぞれの実施年限が示されておりまして、最初に言った重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業につきましては今年度で終了ということになっております。また震災対応事業につきましては、平成 25 年度で終了と年限が限られております。したがって、それぞれの雇用いたしました方々の雇用期間もこの事業実施年限に基づく期間で雇用が可能であると認識しております。なお、震災等緊急雇用対応事業につきましては、機会をとらえて国、県等に実施機関の延長を要望しているところでございます。以上です。

●**委員長** はい、いかがでしょうか。はい、それでは 2 点目についてお願いします。

●**雇用支援対策課** それからもう一つの震災による離職者数と、1 年経過した現在、常用雇用者としてどのくらい仕事についているかというご質問でございます。平成 23 年 3 月 11 日の震災の日から 1 年後の平成 24 年 3 月 31 日までで、震災によると思われる離職者数は八戸公共職業安定所の調査によりますと、130 事業所、737 名が該当になると思われております。この内どれくらいが常用雇用者として雇用されているかというご質問ですが、安定所でも、当課におきましても、この離職された方々の追跡調査ということはかなり困難な事業でございますので、数値につきましてはとらえていないという現状でございます。ただ、昨年度安定所管内で離職後に就職された方というものの統計がございまして、これは離職後に就職された方が 9,553 名おられました。その内、常用雇用として採用された方は全体の 31 パーセントの 2,830 名おられました。ですから、この数値を一つの参考数値として、参考としていただければと思います。以上でございます。

●**委員長** そういうお答えですが、よろしいですか。

●**委員** はい。

●**委員長** はい、ありがとうございました。その他、意見等いかがでしょうか。それではこの項目については意見が 2 つ出ております。23 番、有識者アンケートでの満足度ということですが。

●**委員** 基本的に雇用は大変切実な問題です。求人倍率は 0.7 倍と改善されていますが、いろいろアンケートにおいても、雇用については何とかして欲しいという要望を強く感じます。少し漠然とした質問なのですが、今後の対応も含めてご回答いただければと思います。

●**委員長** はい、よろしく願いたします。

●**雇用支援対策課** 先ほど申し上げましたとおり、有効求人倍率につきましてはかなり高いレベルで、県内の他市町村と比べますと高い、一番高い位置にあるのですが、その中でやはり希望職種にマッチングするというのはかなり、まだ職種数が少ないといえますか、そういうことで難しいことから、就職できない方がかなりいらっしゃるという現状からして満足度が低いのかと分析しております。八戸市ではそういう意味で、独自でハローワークのような無料職業相談所だとか、そういうものも開設し、その中にマッチング専門の支援員も配置してということで、いろいろ事業を展開しながら少しでも満足度が上がるように取り組んでおりますので、今後とも関係機関と協議しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●**委員長** はい、次もよろしいでしょうか。24 番、関連するようなことですかけれども、いかがでしょうか。

●**委員** はい。そのままでございますので。

●**委員長** それでは引き続きよろしくお願ひいたします。

●**雇用支援対策課** この緊急雇用創出事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり年限が限られておりまして、この中で少しでも多く求人したいという現状から、国から与えられた予算を満額使う形で事業を展開しております。もう一つは、その緊急雇用創出事業の中で生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業というものがあるのですが、これは 24 年度から最大 27 年度までできるという事業でございまして、こちらのほうも予算の状況を見ながら事業の推進を図って行って、少しでも雇用の創出に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

●**委員長** はい、よろしいですか。

●**委員** そういう中で、非常に何といひますか、震災関連で短期的な募集というものがかなりあるのです。また震災関連ではなくても、どうしてもこちらの地方に来ると期間の定めを設けた雇いというものがかなりあるものですから、やはり一時的にぱっと求人が上がったといえども、なかなか引き続き、ちゃんとしたところは雇用契約書を結んで 1 年ごとに更新とかやるのですけれども、市内の小さい事業所さんなどは、雇用契約書を結ばないで雇って、口約束みたいところが結構多いのです。そういう部分で、かなり解雇問題という部分で私たちは結構取り組んで、相談などに乗っている部分があるものですから、やはりできれば安定して働いていただく、八戸のためにも働いていただいて八戸にお金を落として、経済が潤うという部分で、循環型の社会ができればという部分で、こういうせっかくの八戸市でやっている雇用創出事業ですから、できれば長く働いていただくという部分の職を創出していただきたいということでこちらのほうに記載させていただきました。

●委員 関連してなのですが。最終的に5月の有効求人倍率が0.68なのですけれども、ここで先ほどの委員意見にもある出稼ぎ型の求人というものを含めての0.68なのかということで、もし数字がわかれば、八戸、この地域での求人倍率がもしおわかりなれば教えていただきたいと思います。

●委員長 いかがですか。わかりますか。

●雇用支援対策課 八戸の求人倍率は5月ですと0.68倍になっております、管内で。

●委員 ですから、その中で、岩手、宮城、福島の、こういう他地域からの出稼ぎ型は含まれていなくて0.68ということですか。

●雇用支援対策課 多分幾らかは含まれていると思います。

●委員 この残りの数字は今お手元がないということですか。

●雇用支援対策課 ないです。いま分析したものはないのですが、5月だけを見ますと建設業が主にそういう他県への派遣という求人倍率を占めるものなのです。5月くらいから介護サービス業、それからそのような求人の人数が段々と増えてきておりまして、それはそれで少し段々に一段落してきたのかと思っております。

●委員長 よろしいですか。

●委員 はい。

●委員長 はい、ありがとうございました。それでは時計がちょうど今15分になりました。残念ながら次のページからちょうど暮らしの安心確保という部分以降については、次回持越しという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見もあろうかと思えますけれども、引き続き第2回目ということで、どうぞご了承をよろしく願いたします。

7. その他

●委員長 それでは事務局のほうから何かございますでしょうか、よろしいですか。それではあと他になればこれで私のほうは議長としての役割を一旦終了させていただいて、司会を戻したいと思えます。よろしく願いたします。

8. 閉 会

●**司 会** それでは、長時間に渡りましてどうも有難うございました。最後に、冒頭紹介できませんでした事務局職員で多賀地区の震災復興まちづくり計画の方を担当している高橋を紹介申し上げたいと思います。

●**事務局** 高橋でございます。よろしくお願い致します。

●**司 会** それでは、これを持ちまして第1回八戸市 復興計画推進市民委員会を 終了させて頂きます。どうも有難うございました。

【質問No.12 各公営住宅の場所】

市営住宅		戸数
新丁下	八戸市柏崎六丁目	1
三島	八戸市大字白銀町字堀ノ外	1
坂ノ上	八戸市大字大久保字坂ノ上	1
緑ヶ丘	八戸市大字鮫町字古馬屋	1
居合	八戸市大字鮫町字居合	1
石手洗	八戸市大字石手洗字京塚	5
旭ヶ丘	八戸市旭ヶ丘一丁目	3
白銀台	八戸市白銀台三丁目	1
是川三丁目	八戸市是川三丁目	2
西道	八戸市長者四丁目	1
河原木	八戸市下長五丁目	3
松園町	八戸市大字根城字馬場頭	1
岬台	八戸市岬台四丁目	2
日計	八戸市日計一丁目	4
類家南	八戸市南類家四丁目	2
白山台ヒルズ	八戸市西白山台五丁目	1
グリーンタウンA型	八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋	1
若者定住促進賃貸住宅	八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋	1
	計	32

県営住宅		戸数
旭ヶ丘	八戸市旭ヶ丘一丁目	3
多賀台	八戸市多賀台四丁目	2
白銀台	八戸市白銀台二丁目・一丁目	4
是川	八戸市是川一丁目	2
河原木	八戸市下長四丁目・五丁目	7
岬台	八戸市岬台四丁目	1
白山台	八戸市北白山台四丁目	2
	計	21

国家公務員宿舎		戸数
	八戸市多賀台三丁目	15

雇用促進住宅		戸数
多賀台	八戸市多賀台一丁目	4
八戸大館	八戸市新田西一丁目	24
ひといち	八戸市大字櫛引字前田	6
岬台	八戸市岬台4丁目	15
	計	49

【質問No.12 各公営住宅の場所】

地区	団地名		住所	戸数
石手洗	石手洗	市営住宅	八戸市大字石手洗字京塚	5
市川	多賀台	県営住宅	八戸市多賀台四丁目	2
市川	多賀台	国家公務員宿舎	八戸市多賀台三丁目	15
市川	多賀台	雇用促進住宅	八戸市多賀台一丁目	4
大館	旭ヶ丘	市営住宅	八戸市旭ヶ丘一丁目	3
大館	旭ヶ丘	県営住宅	八戸市旭ヶ丘一丁目	3
大館	八戸大館	雇用促進住宅	八戸市新井田西一丁目	24
柏崎	新丁下	市営住宅	八戸市柏崎六丁目	1
河原木	河原木	市営住宅	八戸市下長五丁目	3
河原木	日計	市営住宅	八戸市日計一丁目	4
河原木	河原木	県営住宅	八戸市下長四丁目・五丁目	7
是川	是川三丁目	市営住宅	八戸市是川三丁目	2
是川	是川	県営住宅	八戸市是川一丁目	2
鮫	緑ヶ丘	市営住宅	八戸市大字鮫町字古馬屋	1
鮫	居合	市営住宅	八戸市大字鮫町字居合	1
白銀	三島	市営住宅	八戸市大字白銀町字堀ノ外	1
白銀	坂ノ上	市営住宅	八戸市大字大久保字坂ノ上	1
白銀	白銀台	市営住宅	八戸市白銀台三丁目	1
白銀	白銀台	県営住宅	八戸市白銀台二丁目・一丁目	4
館	ひといち	雇用促進住宅	八戸市大字櫛引字前田	6
長者	西道	市営住宅	八戸市長者四丁目	1
南郷区	グリーンタウンA型	市営住宅	八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋	1
南郷区	若者定住促進賃貸住宅	市営住宅	八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋	1
根城	松園町	市営住宅	八戸市大字根城字馬場頭	1
白山台	白山台ヒルズ	市営住宅	八戸市西白山台五丁目	1
白山台	白山台	県営住宅	八戸市北白山台四丁目	2
岬台	岬台	市営住宅	八戸市岬台四丁目	2
岬台	岬台	県営住宅	八戸市岬台四丁目	1
岬台	岬台	雇用促進住宅	八戸市岬台4丁目	15
類家	類家南	市営住宅	八戸市南類家四丁目	2

【質問No.12 公営住宅等一時入居者の前居住地】

	市営	県営	公務員	雇用	計
市川	5	3	12	10	30
新湊	4	2		10	16
鮫	5	1		5	11
湊	1	2		5	8
白銀	3	1		3	7
江陽	2	1		4	7
小中野	2				2
日計	2				2
是川	1				1
内丸		1			1
八太郎				1	1
吹上				1	1
福島県	2	3	2	5	12
宮城県	3	4		3	10
岩手県	2	2		2	6
茨城県			1		1
計	32	20	15	49	116

*県営の白銀台団地1戸は、車上生活だったため不明

【質問No.12 公営住宅等一時入居者の前居住地】

地区	団地名	種別	戸数	市川	新湊	鮫	湊	白銀	江陽	小中野	日計	是川	内丸	八太郎	吹上	福島県	宮城県	岩手県	茨城県	計
石手洗	石手洗	市営住宅	5		1	1	1	1								1				5
市川	多賀台	県営住宅	2	1													1			2
	多賀台	国家公務員宿舎	15	12												2			1	15
	多賀台	雇用促進住宅	4	4																4
大館	旭ヶ丘	市営住宅	3	1						1								1		3
	旭ヶ丘	県営住宅	3				1						1				1			3
	八戸大館	雇用促進住宅	24	4	5		4	1	4						1	4		1		24
柏崎	新丁下	市営住宅	1		1															1
河原木	河原木	市営住宅	3	1					1										1	3
	日計	市営住宅	4	1					1		2									4
	河原木	県営住宅	7	2	1		1		1							1	1			7
是川	是川三丁目	市営住宅	2									1							1	2
	是川	県営住宅	2															1	1	2
鮫	緑ヶ丘	市営住宅	1			1														1
	居合	市営住宅	1			1														1
白銀	三島	市営住宅	1					1												1
	坂ノ上	市営住宅	1		1															1
	白銀台	市営住宅	1		1															1
	白銀台	県営住宅	4			1		1										1		3
館	ひといち	雇用促進住宅	6	1										1		1	2	1		6
長者	西道	市営住宅	1														1			1
南郷区	グリーンタウンA型	市営住宅	1													1				1
	若者定住促進賃貸住宅	市営住宅	1															1		1
根城	松園町	市営住宅	1					1												1
白山台	白山台ヒルズ	市営住宅	1	1																1
	白山台	県営住宅	2													2				2
岬台	岬台	市営住宅	2			2														2
	岬台	県営住宅	1		1															1
	岬台	雇用促進住宅	15	1	5	5	1	2										1		15
類家	類家南	市営住宅	2	1						1										2
			117	30	16	11	8	7	7	2	2	1	0	2	1	12	9	7	1	116